

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）―令和3年度

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和3年度東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託	その他	社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会	18,065,900円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
2	令和3年度東住吉区地域活動活性化促進事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	3,610,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和3年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託	その他	株式会社トライアウト	4,884,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）事業にかかる業務委託	その他	株式会社エデュケーショナルネットワーク	1,491,820円	令和3年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G29	—
5	区広聴広報事業用 東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」全戸配布業務委託（概算契約）（9・10月分）	その他	株式会社小林新聞舗	1,139,600円	令和3年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G29	—
6	人権講演会及び人権啓発イベントにかかる業務委託	その他	一般財団法人 大阪教育文化振興財団	1,049,613円	令和3年9月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	東住吉区民間事業者を活用した課外学習会（学習塾なでしこ）にかかる業務委託	その他	株式会社トライグループ	1,898,000円	令和3年9月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由は[こちら](http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf) http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、「大阪市地域福祉基本計画」に基づき上記業務概要における取組を実施することとしており、この取組の実施に際しては、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要がある。

大阪市では、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るために「地域ネットワーク委員会」を設置し地域の実情に応じ取り組んできた。平成24年度末の「地域ネットワーク委員会」の事務局である「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」廃止以降、各地域における福祉課題の把握や、地域資源との連携・協働しながら、その活動を引継ぎ単独で担っているのが「地域社協」であり、東住吉区における14の地域社協をとりまとめているのが「東住吉区社会福祉協議会」である。

こうしたことから、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図りながら公益性や公平性・公正性を担保し、事業を実施できる事業者は「社会福祉法109条」に基づいて設立された「東住吉区社会福祉協議会」のみである。

以上の理由により、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）に該当することから、東住吉区社会福祉協議会と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要である。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

本業務は、芸術性、創造性が求められる業務であり、契約相手方の持つ能力や経験が重要となり、行政側では持っていない能力（芸術性・創造性等）の他、より良い広報紙を作っていくという前向きな姿勢で業務の方向性や仕様書作りを共に行う必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社トライアウトは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社エデュケーショナルネットワーク

3 随意契約理由

本業務は、東住吉区内の大阪市立中学校に在籍する中学2年生及び3年生を対象に、夏季及び冬季休業の間を利用した集中的な学習支援を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められる。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社エデュケーショナルネットワークは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9923）

随意契約理由書

1 案件名称

区広聴広報事業用 東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」全戸配布業務委託(概算契約)(9・10月分)

2 契約の相手方

株式会社小林新聞舗

3 随意契約理由

本件は、契約管財局が執行する制限付一般競争入札により令和3年4月1日付で株式会社EKIMUと令和3年4月1日から令和4年3月31日の履行期間で業務委託契約を行ったものであるが、同社より8月10日付で、業務委託の契約解除の申し出があり、当区としても、申し出を受け事業継続ができないと判断し、8月23日に契約を解除した。契約相手方は令和2年5月から令和3年3月まで当区の同事業を履行した実績があるため、令和3年9月号及び10月号の全戸配布業務委託契約を履行する事業者として選定した。本業務は、既に契約している「広報東住吉なでしこ」全戸配布業務委託の継続を要することから、「大阪市随意契約ガイドライン」内の「物品・業務委託」に掲げる理由G29に該当する。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当するものであることから、株式会社小林新聞舗と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課(電話番号 06-4399-9927)

随意契約理由書

1 案件名称

人権講演会及び人権啓発イベントにかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本業務は、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9904）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区民間事業者を活用した課外学習会（学習塾なでしこ）にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、小学生を対象に、民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社トライグループは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9904）